

【表紙】

【提出書類】 半期報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月26日

【中間会計期間】 第7期中（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

【会社名】 株式会社りそなホールディングス

【英訳名】 Resona Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 檜垣誠司

【本店の所在の場所】 大阪府中央区備後町二丁目2番1号

【電話番号】 大阪(06)6268-7400（代表）

【事務連絡者氏名】 財務部長 野村 眞

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番2号

【電話番号】 東京(03)3287-2131（代表）

【事務連絡者氏名】 東京本社財務部グループリーダー 大橋寛之

【縦覧に供する場所】 株式会社りそなホールディングス東京本社
（東京都千代田区大手町一丁目1番2号）

株式会社大阪証券取引所
（大阪府中央区北浜一丁目8番16号）

株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1 【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年12月25日に提出いたしました第7期中（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）半期報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等

発行済株式

(6) 議決権の状況

発行済株式

自己株式等

第5 経理の状況

1 中間連結財務諸表等

(1) 中間連結財務諸表

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【発行済株式】

(訂正前)

表 <略>

(注) 1~9 <略>

10 第5種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)~(4) <略>

(5) 取得条項

平成26年8月31日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第5種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第5種優先株式1株につき、2,500,000円に、経過配当金相当額(第5種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。

第5種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

<後略>

(訂正後)

表 <略>

(注) 1~9 <略>

10 第5種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)~(4) <略>

(5) 取得条項

平成26年8月28日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第5種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第5種優先株式1株につき、2,500,000円に、経過配当金相当額(第5種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。

第5種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

<後略>

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(訂正前)

表 <略>

(注) 1 <略>

2 株主名簿上は、旧株式会社あさひ銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が5株(議決権5個)あります。

なお、当該株式数は上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

3 <略>

(訂正後)

表 <略>

(注) 1 <略>

2 株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義及び旧株式会社あさひ銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式がそれぞれ1株(議決権1個)及び5株(議決権5個)あります。

なお、当該株式数は上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

3 <略>

【自己株式等】

(訂正前)

表 <略>

(注) 1 株主名簿上は、旧株式会社あさひ銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が5株(議決権5個)あります。

なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

2 <略>

(訂正後)

表 <略>

(注) 1 株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義及び旧株式会社あさひ銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式がそれぞれ1株(議決権1個)及び5株(議決権5個)あります。

なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

2 <略>

第5【経理の状況】

1【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(訂正前)

1 <略>

2 持分法の適用に関する事項

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

(1)~(4) <略>

(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を関連会社としなかった場合の当該会社等
会社等名

株式会社長谷川

モニター株式会社

連結子会社であるベンチャーキャピタルが営業取引としての投資育成目的で株式を所有しているものであり、傘下に入れる目的ではないため、当社の関連会社としておりません。

<後略>

(訂正後)

1 <略>

2 持分法の適用に関する事項

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

(1)~(4) <略>

(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を関連会社としなかった場合の当該会社等
会社等名

株式会社長谷川

モニター株式会社

株式会社ファーストアドバンテージ

連結子会社であるベンチャーキャピタルが営業取引としての投資育成目的で株式を所有しているものであり、傘下に入れる目的ではないため、当社の関連会社としておりません。

<後略>